

# 議会だより

## [ 2月定例市議会 ]

平成20年の第1回定例会は、2月20日から3月18日までの28日間にわたり開会しました。市長からは、3件の報告、平成19年度一般会計補正予算案、平成20年度一般会計当初予算案ほか90議案、人事案2件が提案されました。

審査にあたっては、2月20日に議長を除く全議員で構成される予算特別委員会(高本訓司委員長)を設置し、2月21日には平成19年度一般会計補正予算案等議案を審査し、2月25日の本会議においていずれも原案のとおり可決しました。

3月5日、6日には各会派を代表して新年度予算に対する総体質問を行いました。3月10日から13日にかけての予算特別委員会では平成20年度当初予算案をはじめ各条例案等について審査を行い、原案どおり可決しました。また、同委員会では委員から議案第74号尾道市みつぎいきいきセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例案に対する修正案が提出されましたが、否決しました。3月18日の本会議では、予算総額約1,177億円の平成20年度当初予算案等すべての議案について原案のとおり可決し、人事案2件について同意しました。また、議員からは市議会委員会条例の一部改正案と意見書9件が提案され、いずれも原案のとおり可決しました。意見書については、関係行政庁へ送付しました。

### 議会の動き

- 2月20日 議会運営委員会  
本会議(開会)  
会期決定、補正予算等提案、  
予算特別委員会設置、予算  
特別委員会正副委員長互選
- 21日 予算特別委員会  
補正予算等審査
- 25日 議会運営委員会  
本会議  
補正予算等議決  
新年度予算等提案、総体説明
- 3月5日 本会議 総体質問
- 6日 本会議 総体質問
- 10日 予算特別委員会  
新年度予算等審査
- 11日 予算特別委員会  
新年度予算等審査
- 12日 予算特別委員会  
新年度予算等審査
- 13日 予算特別委員会  
新年度予算等審査、討論、採決  
議会運営委員会
- 18日 議会運営委員会  
本会議(閉会)  
委員長報告、討論、採決

### 上程議案

#### 平成19年度関係

### 予算

#### 一般会計補正予算(第6号)

2億6,231万円を追加して予算総額を567億4,851万6,000円とするもので、職員の勧奨退職を当初10人見込んでいたが、希望者が29人となり、職員退職手当の追加が生じた。また、政府系資金に係る借入金のうち7%前後の利率の高い借入金の繰上償還や低率なものへの借換えを行うための償還元金の追加や、特別会計への繰出金の増減調整と、併せて、事業確定の見込みが立つものについて減額するものである。

国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)ほか9特別会計  
水道事業会計補正予算(第2号)ほか2

### 企業会計

#### 条例改正

#### 尾道市職員給与と条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、引用条項を改めるもの。

#### 尾道市児童遊園地設置及び管理条例の一部を改正する条例

開発行為により整備され、寄附された遊園地を児童遊園地として管理するためのもの。

#### その他の議案

#### 平成19年度尾道市営土地改良事業の経費の賦課徴収について(2件)

平成19年度の市原地区、山方地区ほ場整備事業に要する経費に充てるための賦課金を徴収するため、その賦課基準並びに徴収の時期及び方法を定めるもの。

#### 土地改良事業の計画変更について(2件)

土地改良事業(市原地区区画整理事業、山方地区区画整理事業)の計画変更について、県知事に協議し、その同意を得るためのもの。



ほ場整備地区

#### 市道路線の認定について 森金江奥線

向東町における道路改良事業により新設する道路を市道認定するもの。

#### 市道路線の変更について

#### 田尻江奥線

田尻江奥線道路改良事業の施工に伴い、同路線の一部を変更するとともに、その旧路線を田尻9号線の路線区間とするもの。



市道田尻江奥線

#### 尾道市土地開発公社定款の一部変更について

郵政公社の民営化に伴い、公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されたため、定款の一部を変更するもの。財産の取得について

(仮称)尾道市民センターむかいしま整備事業用地を取得するもの。

#### 取得する財産

土地:尾道市向島町5531番1 外6筆  
雑種地外 13,071.69㎡

取得予定価格:9億1,915万9,710円

契約の相手方:尾道市土地開発公社

#### 報告

専決処分報告について(2件)

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

#### 平成20年度関係

### 予算

一般会計当初予算(57,430,000千円)

港湾事業特別会計予算ほか14特別会計(38,768,725千円)

水道事業会計(6,951,847千円)

病院事業会計(14,548,431千円)

### 条例制定

#### 尾道市後期高齢者医療に関する条例

後期高齢者医療制度の施行に伴い、尾道市が行う後期高齢者医療の事務について、必要な事項を定めるための条例制定である。

#### 尾道市建築審査会条例案

建築基準法に基づく建築確認等に関する事務が広島県から移譲されることに伴い、同法に基づく建築審査会に関し、必要な事項を定めるための条例制定である。

本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例

本因坊秀策囲碁記念館を設置し、及び管理するための条例制定である。

条例廃止

尾道市待遇条例

社会情勢、事務効率及び財政状況を考慮し、待遇制度を廃止するための条例制定である。

条例改正

尾道市部設置条例

政策課題等に的確に対応し、「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち尾道」の実現を目指すべく体制整備を図るための条例改正である。

尾道市職員定数条例

介護老人保健施設「みつぎの苑」のユニットケア導入に伴い、公立みつぎ総合病院職員を増員するための条例改正である。



みつぎの苑

尾道市報酬及び費用弁償に関する条例

建築基準法に基づく建築確認等に関する事務が広島県から移譲され建築審査会を設置することに伴い、委員報酬を定めるための条例改正である。非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

びんご運動公園の囀託職員及び樋門管理員の一部を廃止し、並びに囀託尾道白樺美術館副館長、おのみち子育て支援センター所長、税務等徴収事務従事囀託員、囀託建築構造士、囀託船長・甲板員及び本因坊秀策囲碁記念館囀託館長を設置し、その報酬額を定めるための条例改正である。

尾道市特別会計条例

高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、後期高齢者医療事業について、一般会計と区分して経理すべく特別会計を設けるための条例改正である。

尾道市手数料条例

建築確認等に関する手数料、開発行為許可に関する手数料、宅地造成工事許可に関する手数料、旅館業許可申請手数料その他広島県からの事務移譲に伴い本市が徴収することとなる手数料を定めるため及び道路位置指定の申請手数料等を定めるため、並びに戸籍の電子化に伴い手数料の名称を改めるための条例改正である。

尾道市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

消防初動体制の強化を図るべく、尾道消防署西分署を尾道西消防署とするための条例改正である。

尾道市保育所(園)設置及び管理条例

指定管理者から保育対象児童数減少による定員変更に係る届出書が提出されたことに伴い、栗原保育園及び吉和

保育園の定数を変更するための条例改正である。

尾道市乳幼児等医療費助成条例

通院に係る医療費の助成対象を小学3年生まで拡充するための条例改正である。

尾道市ひとり親家庭等医療費助成条例

後期高齢者医療制度の創設に伴い、当該医療保険の被保険者を受給資格者とするための条例改正である。

尾道市重度心身障害者医療費助成条例

後期高齢者医療制度の創設に伴い、当該医療保険の被保険者を受給資格者とするための条例改正である。

尾道市国民健康保険条例

後期高齢者医療制度の施行等医療制度改革の実施による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険者が行う保健事業及び国民健康保険料の算定方法を改定するための条例改正である。

尾道市老人医療費助成条例

医療制度改革関連法により70歳以上75歳未満の高齢者の本人負担割合の見直しなどが行われることに伴い、世代間で本人負担割合に不均衡が生じないよう助成額を改めるための条例改正である。

尾道市介護保険条例

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号)の一部改正により、平成18年度及び平成19年度に講じた平成17年度税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置を平成20年度まで延長することができることとされたことに伴い、当該措置を継続するための条例改正である。

尾道市いきいきサロン設置及び管理条例

いきいきサロン田熊の設置に伴う条例改正である。

尾道市みつぎいきいきセンター設置及び管理条例

尾道市みつぎいきいきセンター使用料を改定するとともに使用者区分を改めるための条例改正である。



みつぎいきいきセンター

尾道市立学校設置条例

土生中学校、三庄中学校及び田熊中学校を統合し、尾道市立因島南中学校を設置するための条例改正である。

尾道市立学校施設等使用条例

閉校となる上川辺小学校を旧学校施設として位置付けるための条例改正である。

尾道市学校給食共同調理場設置条例

上川辺小学校の閉校に伴い、尾道市御調学校給食センターで調理する学校の範囲を改めるための条例改正である。

尾道市立図書館設置条例

尾道市立図書館の連続した休館日を減らすべく館内整理日を変更するための条例改正である。

芸予文化情報センター設置及び管理条例

芸予文化情報センターの連続した休館日を減らし、国民の祝日を閉館日とするための条例改正である。



芸予文化情報センター

尾道市公民館条例

中庄公民館の建て替えに伴い、その位置を改めるための条例改正である。

尾道市都市公園条例

公園予定区域の整備完了に伴い、都市公園名を定めるための条例改正である。

サンボル尾道設置及び管理条例

他の公の施設との均衡を図るべく、冷暖房使用料を引き下げるための条例改正である。

因島アメニティプール設置及び管理条例

因島アメニティプールの指定管理者による指定管理の期間を改めるための条例改正である。



因島アメニティプール

瀬戸田町集会所施設の設置及び管理条例

瀬戸田町集会所施設の指定管理者による指定管理の期間を改めるための条例改正である。

尾道市水道給水条例

メーター使用料を廃止するための条例改正である。

おのみち歴史博物館設置及び管理条例

市長部局で管理を行っている施設を教育委員会へ移管するための条例改正である。

その他の議案

字の区域の変更について

御調町(菅第一)地区のとび地番を整理するため、字の区域を変更するもの。公の施設の指定管理者の指定について(13件)

次の施設について指定管理者を指定するもの。

因島アメニティプール/いきいきサロン田熊/名荷公民館/林公民館/中野集会所/瀬戸田光照苑/沢公民館/高根潮香園/福田たちばな荘/垂水垂幸園/田高根なぎさ園/荻南風園/御寺母子センター

財産の無償貸付けについて

自動車運送事業の廃止に伴い、その